

令和 4 年 11 月 15 日  
中国四国管区行政評価局

「荒廃農地対策に関する調査－遊休農地に関する措置を中心として－」について

中国四国管区行政評価局は、中国地方における荒廃農地の発生防止・解消を図り、農地の有効活用を推進する観点から、関係行政の改善に資するため、農業委員会における農地の利用状況に関する調査の実施状況など、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置を中心とした荒廃農地対策の実施状況について、令和 3 年 9 月から調査を実施しました。

- ・ 調査対象機関  
中国四国農政局
- ・ 関連調査等対象機関  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、10 市町、10 農業委員会及び 5 農地  
中間管理機構

本調査の結果、農業委員会が行うこととされている農地法で定める利用意向調査が、一部の農地の所有者等に対して実施されていない状況などがみられました。

一方で、本調査と並行し、農林水産省では、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）の改正及び具体的な運用について関係機関等宛てに通知した「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号）の改正などの対応がとられました。

そのため、本調査結果は、今後の業務に向けた資料として活用を図ることとし、当局として引き続き管内の荒廃農地対策の実施状況について注視することとします。

担当：中国四国管区行政評価局評価監視部  
渡邊、松田、岩佐  
電話：082-228-6327